

狛江市低所得者世帯エアコン購入費助成事業の手引き

重 要

エアコン購入費助成を受けるには、以下の3つの期限を厳守いただく必要がありますので、ご注意ください。

エアコン助成申込期間

令和8年5月1日(金)～6月30日(火)

エアコン設置期限

令和8年9月30日(水)

助成金の申請期限

令和8年10月30日(金) ※必着

お問い合わせ先

狛江市給付金コールセンター ※6月30日(火)までは、こちらにご連絡ください。

☎0570-03-1116

※6月30日(火)までの、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時

狛江市福祉相談課エアコン助成担当 ※7月1日(水)以降は、こちらにご連絡ください。

☎03-3430-1111(市役所代表)

※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時

※市役所代表にお電話いただき、「福祉相談課エアコン助成担当」に繋ぐようお願いください。

狛江市福祉保健部福祉相談課

令和8年4月

1 狛江市低所得者世帯エアコン購入費助成事業とは

熱中症予防を目的として、経済的な理由により自宅にエアコンを設置していない、経年劣化等による故障等により使用できるエアコンがない、あるいは平成23年(2011年)以前に製造されたエアコンのみを使用している、令和7年度住民税非課税・均等割のみ課税世帯に対し、新品のエアコンの購入・設置に要する費用の一部を助成します。

2 対象世帯

助成の対象世帯は次の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 申請日において、狛江市に居住し、狛江市に住民登録がある者が世帯主であること。
- (2) 同一の世帯に属する者全員が令和7年度分の住民税非課税または均等割のみ課税であること(住民税所得割を免除された者を含む。)
- (3) 自宅にエアコンを設置していない、経年劣化等による故障等により使用できるエアコンがない、あるいは平成23年(2011年)以前に製造されたエアコンのみを使用していること。

対象外となる場合

- 同一世帯に、令和7年度住民税所得割が課税されている方がいる世帯
- 同一世帯に、令和7年度住民税が未申告である方がいる世帯
- 住民税所得割が課されている者の扶養親族のみで構成されている世帯(例:親元を離れて暮らしている学生、単身赴任中の方と離れて暮らしているご家族等)
- 同一世帯に、租税条約による免除の適用を届け出ている方がいる世帯

※令和7年1月2日以降に狛江市に転入した方を含む世帯で、狛江市で税情報の確認ができなかった方は、その方の非課税証明書をご提出いただきます。

3 助成対象となるエアコンの要件

次の要件を満たすエアコンを購入・設置した場合に、1世帯当たり1台まで助成します。

- (1) 店舗又は事業者において購入した新品のものであること。
- (2) 令和8年9月30日までに設置が完了したものであること。
- (3) 居住する市内の住宅に設置するものであること。
- (4) 壁又は窓枠に固定して設置するエアコンであること。
- (5) 事業の用に供するものでないこと。

4 助成上限額、対象経費

助成上限額は、1世帯あたり上限10万円(税込)となり、次の経費が助成の対象となります。

- (1) エアコン本体購入費
- (2) 配送費
- (3) 設置費(設置に係る工事費を含む。)
- (4) 撤去費及びリサイクル費

※東京都ゼロエミポイントとの併用は可能です。東京都ゼロエミポイントによる値引き後の実際に要した費用が助成対象となります。販売店独自のポイントを使用した場合についても、当該ポイントによる値引き後に実際要した費用が助成対象となります。

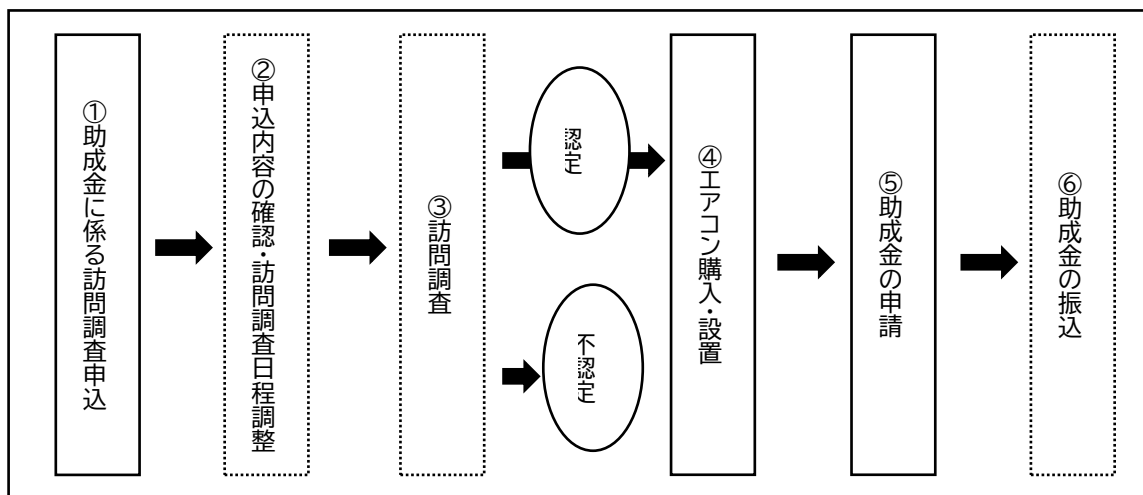
※対象外経費(延長保証料や電池等の消耗品を別途購入した経費等)及び助成上限額を超えた金額がある場合は自己負担となります。

※設置費等について、エアコンの稼働にあたり必須である作業等に係る経費のみが助成対象経費となります。販売店の標準パッケージに含まれない配線カバーをオプションとして購入した場合の当該経費や見積書取得のための出張費等は、エアコン稼働にあたり必須のものではないため、助成対象外経費となります。

※エアコン購入費等と助成上限額のいずれか少ない額を助成します。

※本制度を利用し、賃貸物件にエアコンを設置した場合、この賃貸物件を退去する際にかかる原状回復費用は自己負担となります。

5 手続きについて



※①④⑤が助成希望者に行っていただく手続きになります。

① 助成金に係る訪問調査申込

【申込期間】

令和8年5月1日(金)～令和8年6月30日(火)

【申込方法】

ア 市ホームページでの申込

下記の二次元コードから市ホームページにアクセスし、申込を行ってください。



※市ホームページでの申込方法が不明な場合は、狛江市給付金コールセンターまでお電話ください。職員が操作方法等をご案内します。

イ 窓口での申込

狛江市給付金コールセンター(市役所5階 502 会議室)にて申込書の記載をお願いします。

※本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)をお持ちください。

② 申込内容の確認・訪問調査日程調整

市において、「2 対象世帯」の(1)(2)の要件を満たしているか確認を行います。要件を満たしていることが確認できた世帯にお電話させていただき、訪問調査の日程を調整させていただきます。

※狛江市給付金コールセンターの電話番号または市役所電話番号から電話をします。

③ 訪問調査

市職員2名でご自宅に訪問させていただき、「2 対象世帯」の(3)の要件、自宅にエアコンを設置していない、経年劣化等による故障等により使用できるエアコンがない、あるいは平成 23 年(2011 年)以前に製造されたエアコンのみを使用しているの確認を行います。また、認定となった場合の今後の手続について説明します。

※賃貸物件にお住まいの場合は、管理会社等に設置の可否を事前に確認してください。訪問時に確認状況をお伺いさせていただきます。

※認定書は後日郵送となります。

④ エアコン購入・設置

認定書(狛江市低所得者世帯エアコン購入費助成金に係る訪問調査完了通知書兼認定書)が届きましたら、エアコンの購入・設置をお願いします。助成を受けるためには、令和8年9月30日までに設置を完了させる必要がありますので、認定書が届きましたら早めにご購入をお願いします。

なお、次の「⑤ 助成金の申請」に記載の代理受領払に対応できる事業者は、本手引き最終ページ、代理受領払対応事業者一覧に記載の事業者のみとなりますので、当該事業者での購入・設置をお願いします。

※認定書を受け取る前に購入したエアコンは助成対象外となります。

⑤ 助成金の申請

助成金の支給方法により申請方法が異なります。次の表にて提出書類をご確認いただき、期限までに関係書類の提出をお願いします。

(支給方法)

代理受領払	助成上限額(10万円)まで、自己負担なく、エアコンを購入・設置できます。助成金申請手続の一部を事業者委任し、市から事業者へ助成金を支払います。 ※販売店の標準パッケージに含まれない設置作業時の追加費用は助成対象経費に含めることができません。
償還払	エアコン購入・設置を行った後、助成金申請手続をご自身で行います。市から申請者に助成金を支払います。 ※購入時に全額を一旦お支払いいただく必要があります。

(申請方法等)

支給方法	提出書類	提出期限等
代理受領払	ア 狛江市低所得者世帯エアコン購入費助成金交付申請書兼請求書 イ 代理受領委任状 ウ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の写し エ エアコンの設置日を確認できる書類(納品書、施工完了書等)の写し及び写真等	設置後、速やかに事業者へ提出
償還払	ア 狛江市低所得者世帯エアコン購入費助成金交付申請書兼請求書 イ 購入・設置費用及び内訳の分かる書類(領収書・レシート、内訳明細書等)の写し ウ エアコンの形状、規格、型式、品番等を確認できるカタログ等の写し エ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の写し オ 振込先を確認できる書類(通帳・キャッシュカード等)の写し カ エアコンの設置日を確認できる書類(納品書、施工完了書等)の写し及び写真等	<u>令和8年10月30日(金)</u> <u>市役所必着で郵送</u>

※提出書類送付先

201-8585

狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市役所 福祉保健部 福祉相談課 エアコン助成担当 宛て

代理受領払対応事業者一覧(5月15日頃に掲載予定)